

## 板橋区肝炎ウイルス検診事業実施要綱

(平成14年5月13日板橋区長決定)

(平成15年5月2日一部改正)

(平成19年4月13日一部改正)

(平成20年5月28日一部改正)

(平成25年3月27日一部改正)

(平成26年10月2日一部改正)

(令和2年3月4日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく肝炎ウイルス検診（以下「検診」という。）の板橋区（以下「区」という。）における実施方法等について必要な事項を定め、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、区民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、及び医療機関において必要な医療サービスの提供を受けることにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、及び進行を遅延させることを目的とする。

(対象者)

第2条 検診の対象者は、区の住民基本台帳に記載されている者又は区長が特に認める者で、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 年度末現在満36歳以上の者

(2) 平成14年度以降に検診を受診していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の要件のいずれかに該当する者は、対象としないことができる。

(1) ウイルス性肝炎に罹患している者

(2) 入院又は通院により、現に治療行為を受けている者

(3) 平成14年度以降に転入し、転入前の自治体において同様の検診を受診している者

(受診回数)

第3条 検診を受診できる回数は、同一人につき1回限りとし、重ねて受診することはできない。

(実施機関)

第4条 検診の実施機関（以下「実施機関」という。）は、板橋区区民一般健康診査事業実施要綱（平成20年3月28日板橋区長決定）第6条に定める健康事業の受託者とする。

(検診の実施)

第5条 検診において実施する項目及びその実施方法は、国の定める肝炎ウイルス検診等実施要領（平成29年5月19日付健発0519第2号厚生労働省健康局長通知「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の一部改正について別添）に準拠するものとする。

2 実施機関は、受診者に対し、検診の趣旨及び検査内容、肝炎ウイルスの性質等に関する情報提供を行うものとする。

3 実施機関は、受診者に対し、その検診の結果について説明を行うとともに、適切な指導を行うものとする。

4 区は、健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診受診者のうち結果が陽性であった者に対し、本人の同意を得た上でフォローアップを実施する。

(受診料)

第6条 この検診に係る受診料は、無料とする。

(委託契約の締結)

第7条 区は、板橋区区民一般健康診査の実施について委託契約を締結する者と検診の実施に関する委託契約を締結することができる。

(記録の保存)

第8条 区及び受託者は、結果票等の関係書類を5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検診に関する必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この改正は、平成15年5月2日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この改正は、平成19年5月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成26年10月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。